

# 中国野菜安全性確保の取組実態

## 〔要 旨〕

- 1 07年5月、アメリカでの中国からの輸入ペットフードを食べた犬や猫が相次いで死亡する事件の発生や、中国政府が有害物質の検出等を理由に一部加工食品会社に対して輸出停止措置をとったことなどから、中国食品に対する不信感が増幅された。
- 2 日本に輸入される中国野菜については、02年の冷凍ハウレンソウ等の残留農薬事件への対応も含めて、生産段階、加工段階、輸出段階のそれぞれで安全管理に関する体制・法規等の整備・強化がはかられてきた。
- 3 また中国国内で流通している野菜についても、無公害食品、緑色食品、有機食品等の増加にみとおり、安全管理についてのレベルは向上している。
- 4 であるにもかかわらず食品の安全性をめぐる事件が多発しているのが実情であり、中国政府も海外からの批判等をバネとして管理強化や生産者の意識改革を推し進めようとしている。輸出の確保以上に、国民・消費者の高まる安全・安心ニーズへの対応を強く迫られているといえる。
- 5 事件発生の原因として、農民の安全管理意識が希薄であること、指導・普及体制が不十分であること等があげられるが、税関等の体制が輸出量の増大に追いついていないこと、地方財政の逼迫から体制整備に必要な財源が確保できないこと等の構造的な問題が根底に横たわっている。一朝一夕での安全性向上は望みがたく、着実な取組みが求められる。
- 6 わが国の食卓はもはや中国を抜きにしては語れなくなっており、輸入にかかる管理を強化するだけでなく、指導・普及体制の整備や環境保全型農業の技術・経験交流等の支援を増強していくことが必要である。

## 目次

### はじめに

#### 1 2002年中国野菜残留農薬問題とその原因

- (1) 2002年残留農薬問題の概要
- (2) 残留農薬問題発生の原因

#### 2 輸出野菜の安全管理に関する体制等

- (1) 生産段階
- (2) 加工段階
- (3) 輸出段階
- (4) その他

#### 3 環境保全型農業への取組実態

- (1) 無公害食品

- (2) 緑色食品・有機食品等

#### 4 最近の食品事件と中国政府の対応等

- (1) 冷凍ホウレンソウ残留農薬事件以降の食品事故

- (2) 最近の食品事件に対する中国政府の反応と対応等

#### 5 取組みの評価と今後の課題

- (1) 最近の取組評価
- (2) 今後の課題

## はじめに

わが国の食卓はもはや中国を抜きにしては語り得ない。中国からの農産物・食品の安全性問題はわが国の食卓に直結している。

2002年に発生した中国産冷凍ホウレンソウ残留農薬事件の記憶はいまもって鮮明であるが、事件発生を機に消費者の中国食品に対する不信感は膨らみ、中国からの野菜輸入は減少した。<sup>(注1)</sup>しかしながらその後まもなく増加に転じて、以前の水準をも上回るようになった。

その後の07年5月、アメリカで中国から輸入されたペットフードを食べた犬や猫が相次いで死亡したことが報道されるとともに、国家質量監督検疫総局が大腸菌や有害物質の検出等を理由に一部の加工食品会社に対して輸出停止措置をとったことなどから、あらためて中国食品に対する不信

感が増幅されている。

ともすれば不十分な情報をもとに行われた報道が過敏な反応を引き起こしている側面があることもめぐいがたい。そこで冷凍ホウレンソウ残留農薬事件の顛末と最近の事件の概要を確認したうえで、野菜を中心に安全性確保のために積み重ねられてきた取組実態について整理することとしたい。

(注1) 冷凍ホウレンソウについては輸入自粛が行われたが、03年2月解除された。しかしながら03年5月にあらためて基準違反があったことから再度輸入自粛が行われ、04年6月になって解除されている。

## 1 2002年中国野菜残留農薬問題とその原因

まず02年中国野菜残留農薬問題とその後の経過について確認しておきたい。

### (1) 2002年残留農薬問題の概要

中国産の農産物・食品の安全性について

注目されるきっかけになったのが、80年代終盤から香港を中心に発生したいわゆる「毒菜」事件である。これは広東省等の中国大陸から入ってきた野菜を食べた消費者が、残留農薬によって健康被害を発生したものである。それ以降も香港だけでなく上海市、浙江省、江蘇省等の中国国内で発生が相次いだ。

これはあくまで中国国内で発生した事件であり、わが国への直接的影響はなかったが、02年3月に冷凍ホウレンソウで基準を上回る残留農薬が検出されたことによって、わが国との関連でも問題があることが明らかになった。

この伏線となったのが01年11月1日付北京青年日報での中国の「野菜47.5%に残留農薬」との新聞報道であった。これをきっかけにわが国でも新聞、雑誌等マスコミで多くの関連報道がなされ、政府も対応を迫られることになり、02年1月を「中国産野菜検査強化月間」とした。通常の検査では輸入された荷（ロット）の10%程度を対象としたモニタリング検査が行われるものが、本期間中は全ロットを対象に検査が実施され、基準を上回る残留農薬が検出された。このためそれまで残留農薬基準の適用対象外とされていた冷凍野菜についても不安が広がり、民間の検査機関や検疫所が任意でこれについての検査を実施したところ、冷凍ホウレンソウからも生鮮ホウレンソウの基準を上回るクロルピリホスが検出されたものである。

## （2）残留農薬問題発生の原因

中国からの輸入野菜の安全性にかかる管理は次節で詳細にみるが、実質的に三重のチェックが行われている。

第一に、日本向けの野菜のほとんどは開発輸入であり、中国国内流通とは区分されている。日本から種、肥料農薬等の資材を持ち込み、日本人が技術指導・管理して生産・加工が行われている。

第二に、輸出者は一定の条件を満たしており、政府に認定・登録されたものに限定されている。しかも輸出者は残留農薬検査を行うとともに、国家質量監督検験検疫総局も輸出入動植物検疫法実施条例による輸出品検査を実施することとされている。

第三に、第二の検査をクリアして輸出されたものが、あらためてわが国で検疫を受け、安全が確認されることになっている。

こうした三重のチェックが行われながらも現実に残留農薬基準をオーバーした農産物がわが国に入ってきたことになる。その原因は必ずしも特定されてはいないが、いろいろの情報を総合するなかで類推されるのが、日本に向けて輸出される野菜は必ずしも自社農場や契約生産農場で生産されたものばかりではなく、一部市場なり仲買人から購入したものが混入しており、その市場等からの購入分に残留農薬基準をオーバーしたものが含まれているのではないかと、いうことである。開発輸入等による生産はあらかじめ数量が決められ計画生産されるが、天候等によって収量が減少したり、時期によっては購入需要量が計画生産数量

を上回るような場合には、このギャップを埋めるために市場等から購入することによって数量調整を行った可能性が高い。かつ輸出検査や検疫でのサンプル調査の網の目を通り抜けてきたということであり、体制は整ってはいても必ずしも十分なチェックは行われていなかったということになる。

このように中国で生産される野菜は、国内で流通するものと、日本向けに輸出されるものとは、基本的に扱いが異なるとはいえ、わが国にとってぎりぎりのところでの安全性の担保は、中国国内で流通する野菜の安全性の確保にかかっているということが出来る。

なお、これに関連して国によって残留農薬基準が異なっていることについての留意が必要である。わが国の残留農薬基準をオーバーしたとはいえ、例えばハウレンソウの場合、日本でのクロルピリホスの許容量は0.01ppm以下であるが、中国の基準では1ppm以下となっている。基準オーバーとされているもののほとんどは、中国の基準をクリアしていながらわが国の基準を超えているものである（ものによっては中国の基準のほうが厳しいものもある）。

## 2 輸出野菜の安全管理に関する体制等

そこであらためて02年残留農薬問題発生前後の取組みも含めて安全性確保のための取組実態をみてみたい。

### (1) 生産段階

日本に向けて輸出される野菜のほとんどは、自社農場もしくは契約農場で生産されたものであるが、これら輸出野菜基地の条件は輸出入野菜栽培基地管理細則によって次のように定められている。

輸出野菜基地の面積は少なくとも20ha以上でなければならない。

農場の周辺に汚染源があってはならない。

各事業者は、最低1人以上の農薬等について専門知識を有する専門職員を置かなければならない。

妥当な農薬管理制度を定めなければならない。

病虫害および農薬散布に関する記録を残さなければならない。

実態的には自社農場の場合、現地事務所を設置し、農場の管理者や職員を常駐させているところが多く、契約農場については農場の管理者が定期的に農場を巡回し、生産者の指導や生産履歴の確認等が行われている。

農場での農薬管理方法については、97年5月に公布されている農薬管理条例で農薬生産、農薬販売、農薬使用の際の遵守事項等が規定されており、別途、農薬安全使用規則、農薬の安全使用に関する基準が制定され、生産品目ごとに適用農薬の施薬方法、使用回数等について定められている。具体的には、次のような取組みについての指導がなされている。<sup>(注2)</sup>

・農薬は十分信頼できる購入元から購入

し、使用前には自社及び依頼検査により、有効成分・純度等のチェックを実施する。

- ・輸出野菜の農場には、防除管理および農薬管理を専門に行う管理者を配置する。
- ・契約農場の生産者への農薬配布は、農薬を使用する際に実施しており、同時に生産者に対し使用方法を指導する。
- ・農薬の取扱方法、希釈方法、散布方法等について詳細な作業手順（マニュアル）が整備されており、農場作業者が手順どおり作業する。

## （2）加工段階

衛生法によって食品、食品添加物、食品容器、包装材料等の衛生に関する基本的方針、食品衛生の管理監督に関する方法が定められている。加工・冷凍工場のほとんどでHACCPやISO9000等の衛生管理方法が導入されている。

筆者が訪問・見学した加工・冷凍工場に限れば、施設の充実度合いと管理の徹底振りにはわが国以上のものがあるといえる。

## （3）輸出段階

輸出入野菜検査検疫管理方法と、この附則にあたる輸出入野菜栽培基地管理細則にもとづいて、輸出野菜についての直接的監督・管理が行われており、同方法の第1章総則によって、輸出入管理の対象は生鮮野菜、冷凍野菜、乾燥野菜、塩蔵野菜、野菜水煮加工品とされ、国家品質監督検査検疫総局が実施主体とされている。国家品質監

督検査検疫総局は省、自治区、直轄市および主要な貿易都市に35の直属の輸出入検査検疫局を設置しており、直轄区内の野菜を含む輸出食品の検疫と監督・管理作業に責任を負っている。さらにこれらの支部組織として全国に検査検疫分支局が置かれている。

輸出入検査検疫局により、栽培基地の登録審査から輸出製品検査まできめ細かく厳格な検査が行われることになっており、輸出品を野菜工場等で抜き取り（サンプリング）検査し、品質検査や残留農薬等の安全性検査が実施される。残留農薬の検査は輸出先である日本の残留農薬の基準によって行われる。

## （4）その他

さらに冷凍ハウレンソウについては、残留農薬基準超過再発防止のため、個別に次のような対策が講じられている。<sup>(注3)</sup>

- ・冷凍ハウレンソウの加工事業者が直接管理し、適切な農薬使用・農場管理が実施されている基地から収穫されたハウレンソウのみを原料とする。
- ・ハウレンソウの収穫から最終製品に至るまで追跡を可能とするシステムを導入する。
- ・冷凍ハウレンソウの加工事業者は、自社の農薬検査施設の設置を義務付けるとともに、収穫前、加工時および最終製品出荷時の三段階でクロルピリホスを含めた農薬の自主検査を実施する。

(注2) 農林水産省・(独)農林水産消費技術センター(2005)「輸入野菜の安全管理」5頁。  
(注3)(注2)と同じ、8頁。

### 3 環境保全型農業への取組実態

次に国内流通分の安全性確保の取組みの中心になっている環境保全型農業の取組実態について確認することとしたい。

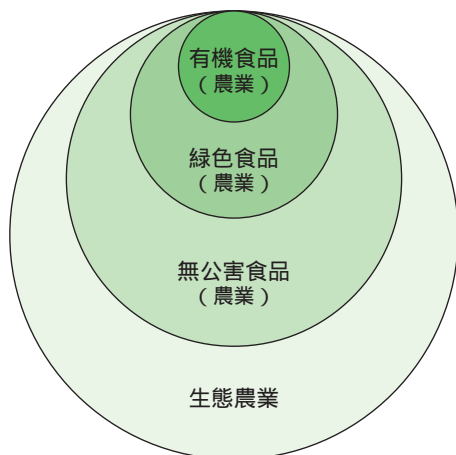
農薬・化学肥料や農業用ビニール等の多用、畜産公害の発生等にもなう環境負荷の増大に対応して、第1図のとおり生態農業、無公害食品、緑色食品、有機食品、さらにはGAP等への取組みが展開されている。その中心的取組みとして位置づけられているのが無公害食品であることから、無公害食品に重点を置いて取組実態を紹介する。

#### (1) 無公害食品

##### a 経過

01年4月、農業部から国務院に「農産物

第1図 中国・環境保全型農業関連概念関係図



資料 著者作成

と安全管理を強化する報告」が提出され、農薬、飼料添加物、化学肥料、ホルモン等の使用増加による環境等汚染はもはや無視できないとして、「品質安全問題は市民の健康を害し、消費者の利益を損なうだけでなく、農産物の市場競争力が輸出にも影響を与え、また、世界に悪いイメージを与える。したがって、農産物の品質と安全性の問題を重視し、解決するための有効な措置を講じ、最短期間内に成果を出すこと」を目指して無公害食品行動計画が打ち出された。これに先立って緑色食品への取組みが推進されてきた経過があるものの、緑色食品は全国的に普及させるにはレベルが高すぎることから、あらためて無公害食品行動計画が設けられたものであり、これが中国国内で流通する野菜の安全性確保のベースとされている。

01年に、北京、天津、上海、深圳の4つをモデル都市として具体的な推進が開始されたが、これはまず消費者が無公害食品を選択するようになることをつうじて生産の安全性レベルを向上させていくことを意図したものであった。しかしながら基本的には生産者の取組みが先行しなければ無公害食品を購入すること自体が困難であることもあって、02年7月には全国的に推進されるようになった。

このような全面的展開を具体的にリードしていくために、03年4月に政府農業部の傘下に農産品質量安全中心が設立され、技術の標準化、ロゴ設定、省・県レベルの認証・検査機関の設置等がすすめられている。

そして一連の管理監督は法律なくしては強制力が持てないことから、06年4月にこれらの法的根拠となる農産物品質安全法を成立させ、同年11月から施行されている。

#### b 仕組等概要

無公害食品は、農産物だけでなく、畜産物、水産物も対象とされているところに大きな特徴がある。無公害食品は農産物品質安全基準システム、農産物安全監督検査測定システム、農産物品質安全認証システム、農産物生産技術普及システム、農産物品質安全に関する法律執行システム、農産物市場情報システムの6つによって体制整備が図られているが、基本的には農産物品質安全基準に沿って生産したものを、残留農薬等検査を行い、検査をクリアしたものを国が認証シラベルをつけて販売されるものである。

野菜については白菜類蔬菜、キュウリ、ニンジン、タマネギ、緑豆等品目ごとに要件、試験方法、検査規則、表示等が定められている。要件は感覚器官指標<sup>(注4)</sup>(見た目や規格)と安全指標(農薬使用基準)に分かれており、安全指標にとどまらず商品性を重視して感覚器官指標が設けられているのも特徴の一つであるといえる。

認証にかかる費用はすべて政府が負担にし、生産者が認証費用を支払うことはない。

#### c 取組・普及状況<sup>(注5)</sup>

農産物品質安全中心からのヒアリングによれば、06年までに認証対象となった品種

は2万3千、商品総量は1.5億トン、認証を受けた産地数は3万か所となっている。認証を受けた産地数のうち農産物に関する産地数は2.1万か所に及び、その耕地面積は全耕地面積の17%を占めるという。

4か所のモデル都市から取組みをスタートさせたこと、無公害食品が量販店や商店での流通を前提に設計されていることもあって、総じて沿海部での取組みが進んでいる。チベットや青海省をはじめとする内陸部では取組みが遅れてはいるものの、資金不足から農薬の使用そのものが少なく、必ずしも無公害食品行動計画への取組レベルと安全性レベルが平行になっているわけではない。

なお、06年末での無公害食品のサンプリング検査結果は合格率96%であったとしている。

無公害食品は次第に増えてきており、量販店では無公害食品のコーナーを設けているところもある。一般の商品との価格差はものによってあたりなかつたりというのが現状で、平均的には価格差は10%以内といわれている。生産者サイドからすれば、価格差の有無以上に、無公害食品であることによって量販店等への販売がしやすくなったというのが最大のメリットで、市場競争が今後ますます激しくなることが予想され、認証がなければさらに売れにくくなる可能性は大きく、政策的にはこうした状況を期待し、その方向に誘導しているといえる。

#### d 政策展開・課題等

無公害食品生産の取組みは、地域によって大きな差があり、全国各地でのバランスのとれた発展が第一の課題とされている。また、無公害食品についての消費者の認知度があがってきているとはいえ、まだまだ不十分であり、広報活動を強化して消費者の理解をさらに獲得していくことが第二の課題とされている。

(注4) 例えばタマネギの場合、「同一品種または相似品種で、規格が基本的に一致しており、適度に熟し、軟らかく、乾燥しており、清浄で、発芽しておらず、その品種としての清浄な味と臭いであること。明らかな欠陥(腐乱、異臭、冷害、凍結被害、病虫害および機械による損傷が含まれる)がないこと」とされている。

(注5) 農産品質量安全中心・万靚軍氏からのヒアリングによる。

#### (2) 緑色食品・有機食品等

無公害食品よりも安全性レベルが高い緑色食品、有機食品については取組状況と課題に絞って触れることとする。<sup>(注6)</sup>

(注7)

##### a 緑色食品

緑色食品は89年にスタートしており、政府農業部傘下にある緑色食品発展中心が認証する制度で、「安全、優良な品質、健康によい食品(原料および加工品を含む)」で、安全性レベルはわが国の特別栽培に近似しているといえることができる。

近年、緑色食品の普及のスピードは速くなってきており、この2年ほどは対前年比35%前後の伸びを示している。

06年末現在で、緑色食品を表示したものを生産している企業数は4,615社、品目数

は12,868、生産数量は7,200万トン、生産管理監督面積(生産地と水域、草原等を含む)は10百万ha(耕地面積比約6%)となっている。

緑色食品の品目別構成をみると、農産品とその加工品58.7%、畜産品12.9%、水産品6.2%、飲料15.2%、その他7.0%となっている。食用油、牛乳等についてはマーケットでも15~20%と大きな割合を占めるようになってきている。

緑色食品は一般食品と比較すれば15~30%高く販売されている。

緑色食品発展中心は目下二つの政策を展開中で、一つが緑色食品として認証を獲得することによって輸出も含めたマーケティングを促進し、産業の育成を図ろうとするものである。全国の14か所(119県にまたがっている)を、緑色食品標準化生産基地として重点的に推進を行い、対象面積2.7百万haで1,870万トンの生産確保を目標としている。

いま一つが、これまでの企業による自主管理中心から、法律にもとづき政府による監督管理を強めていこうとしている。あくまで企業が自ら管理していくことを基本とはしながらも、行政の指導を強化しつつある。

今後の課題としては、第一に量的な拡大にとどまらず質的に健全な発展が必要であるとして、龍頭企業をはじめとして生産基地による規模拡大を、地方政府の主導により展開していこうとしている。第二に、認証規模の拡大にともなって認証にかかる事



務の効率化・簡素化，さらには認証費用の抑制をはかろうとしている。第三に，監督管理を強化することにより，企業自らによる検査を徹底させていこうとしており，第四に，そのための検査員，監督管理員の人材育成，専門性向上が求められている。第五が，マーケティング強化で，量販店と海外輸出の促進による取扱いの増加が必要であるとしている。

(注8)

#### b 有機食品

有機食品に関する認証機関は，政府環境保護局傘下の有機食品発展中心と，政府農業部傘下の中緑華夏有機食品認証中心の二つがある。

有機食品発展中心は80年代に生態農業研究中心として発足したものが，94年に有機食品発展中心として衣替えして再スタートしたもので，アメリカ・ネブラスカ州にある有機認証機関OCIAの中国出張所として位置づけられている。中緑華夏有機食品認証中心は，03年に绿色食品のAA級を分離・移譲するかたちで設置され，绿色食品発展中心の全額出資子会社となっている。

中緑華夏有機食品認証中心のデータによれば，06年末現在，認証企業数は520社，認証品目は2,278，年間生産量は195.6万トン，年間売上高は61.7億元，輸出額は1.1億ドル（1ドル=7.27元として8.0億元）となっている。また認証面積は311万ha（耕地面積比約2%）で，その内訳は農産物（野菜・穀物等）40万ha，畜産（飼料作物栽培面積を含む）15万ha，漁業（養殖面積を含む）

16万ha，山菜等採集物202万ha，加工37万haとなっており，約3分の2を山菜等採集物<sup>(注9)</sup>が占めている。

有機農業の急激な発展は00年から01年にかけて有機農業は環境にやさしいだけでなく，農家経済をも豊かにするものであるとして，政府が有機農業を重視するようになったことも影響しており，有機農業の取組みは沿海部から内陸部へと広がりつつある。

また，従来有機食品のほとんどは輸出向けに生産されていたが，現在では輸出比率は10～15%にまで低下している。有機食品の価格は一般のものに比べて2～3倍であり，富裕層の形成により有機食品需要が急増していることを示しており，今後一段とマーケットは拡大していくことが予想される。

とはいえ，現状，有機食品の流通体制整備は遅れており，購入したくてもなかなか購入できないケースもあるとされる。また有機食品として販売されているものでも，本当に有機食品であるかどうか疑問を持つ消費者も多く，認証と表示が適正に機能するよう検査等を徹底させる必要が叫ばれている。

#### c その他

これらに加えてGAP（Good Agricultural Practice；「良好農業規範」）の取組みも開始されており，このための専門機関として農業部優品服務中心も設置されている。GAPは農産物のみが対象とされており，畜産物，

水産物をも含む無公害食品とは異なるが、農産物については内容的に重複するところもあり、遠からず調整を要するようになるものとみられている。

(注6) 現場事例をも含めた詳細については別途、時事通信「農林経済」での拙稿「中国の環境保全型農業への取り組み現状と食品安全性問題」(08年1月7日号から4回連載)を参照のこと。

(注7) 主に绿色食品発展中心・王華飛表示管理所長からのヒアリングによる。

(注8) 中緑華夏有機食品認証中心・高秀文氏、有機食品発展中心・肖興基主任からのヒアリングによる。

(注9) 有機食品発展中心の事業規模は中緑華夏有機食品認証中心と概ね同規模程度と推定されていることから、中国全体での有機食品への取組実態は上記の2倍前後と推測される。

#### 4 最近の食品事件と 中国政府の対応等

以上、冷凍ハウレンソウ残留農薬事件以降の取組みについてみてきたが、次に直近での農産物・食品絡みで発生した事件とその対応についてみておきたい。

##### (1) 冷凍ハウレンソウ残留農薬事件 以降の食品事故

冷凍ハウレンソウ残留農薬事件以降の食品事故発生の状況は第1表のとおりで、野菜にとどまらず、ウナギ、カワハギ等の水産物や畜産物、さらには健康食品からの違反事件が相次いでいる。また中国の海外への農産物をはじめとする輸出が増加してい

第1表 中国からの輸入食品に関係した主な違反事例

	違反及び監視強化品目	内容
02年3月	冷凍ハウレンソウ	国内で基準値を超える農薬が検出され、販売停止
02.4	ハチミツ	抗生物質を検出。EUでも禁止措置
02.7	ダイエット用健康食品	個人輸入などで入手し服用。肝機能障害を引き起こす事件が起きる。健康被害は800人以上、そのうち4人が死亡
04.7	冷凍チンゲンサイ	基準値の3倍を超える殺虫剤を検出。積み戻し
04.12	スッポン	抗菌剤・カビ毒を検出。ほぼ廃棄
05.10	ソバ	発ガン性を有するカビ毒を検出。積み戻し
06.5	家畜、農産物及び魚介類	中国広東省の三叉江において窒素化合物汚染があったとされる情報を入手したため輸入規制
06.8	ニンニクの芽	基準値の4倍を超える農薬検出
07.3	カワハギにフグが混入	カワハギ加工品にフグが混入し、一部流通・消費。健康被害の報告は今のところ無し。
07.5	冷凍ピーマン、冷凍パプリカ	基準値の2~4倍を超える殺虫剤を検出。積み戻し
	ペットフード	アメリカで有機化合物の混入したペットフードを食べた犬や猫が多数死亡
07.7	菓子	インドネシアで中国製菓子7品目からホルマリンが検出

資料 全国農業新聞2007年6月20日付の表にその後の事例を追加し筆者作成

(注) 本表は食品のみを対象としているが、鉛入り塗料を使った中国製玩具がアメリカ、EU、日本等で販売されており、子供の健康被害を懸念して、07年8月以降自主回収された事例もあり、大きな反響を呼んだ経過もある。

ることを反映して、発生国も世界に広がりをみせてきている。

また06年5月から日本でポジティブリスト制度が導入されたのにも関わらず、当初は基準オーバーが多発したが、基準が周知徹底されるにしたがい減少しつつある。

##### (2) 最近の食品事件に対する中国政府 の反応と対応等

新聞に報道された主な記事をもとに整理してみると、中国政府の反応は大きく二つに分かれる。

一つは中国の農産物等の安全性確保のための取組みを強調するもので、「温家宝首相の演説から外務省の記者会見まで多くの場面で、『我が国の輸出食品の合格率は99%を超え…』と安全性を強調する文言が、時候のあいさつのように語られ」ている<sup>(注10)</sup>。これと軌を一にするのが、「農業部品質監督検査センター」の外国メディアへの公開で、「同センターは全国37都市にある生産拠点や市場などを対象に、計117品目について、残留農薬や汚染物質の有無などをサンプル検査」しており、「国際的な水準に劣らない設備と技術を採用」することによって、「中国政府は食の安全を重視し、様々な取組みを講じている」ことをアピールしている<sup>(注11)</sup>。

いま一つの反応が、国家質量監督検査検疫総局の李長江局長の記者会見に代表されるもので、「中国製品の不安が広がっている一番の原因は、外国メディアの無責任な報道と、我が国の発展を阻害したい一部の国の保護貿易主義だ<sup>(注12)</sup>」としている。

こうした「保護貿易主義だ」とするアメリカやインドネシアに対しては、中国への一部食品の輸入禁止を打ち出している。

このような“目には目を、歯には歯を”的な対応がありながらも、基本的には安全性を担保していくために次のようなさまざまな対策が講じられてきている。

輸出規制：07年9月から山東省産のネギ、ショウガ、塩蔵キュウリなどの輸出が一時停止されている<sup>(注13)</sup>。これと併行して国家質量監督検査検疫総局は安全

管理に問題があったとするウナギのかば焼き、カニの冷凍食品、ホタテ貝の加工食品、乾燥ナシなどの食品会社を含む52社の輸出停止措置をとっている<sup>(注14)</sup>。

生産停止：国家質量監督検査検疫総局の調査で、小企業の製品の不合格率が高いことが判明している。「食品加工会社45万社のうち35万社が従業員10人以下。政府による監督の重点であり、難点でもある。これまでに約9千社を生産停止にした。食品以外のものや回収食品を使わないことを20万社以上に誓約させた<sup>(注15)</sup>」

食品安全法の施行：食品関連事業者の責任や地方自治体の監督責任、損害賠償請求など消費者の権利を明確にした食品安全法が07年10月開催された国務院常務会議で承認された<sup>(注16)</sup>。

食品安全の国際基準づくりの場提供：07年9月、食の安全確保に向けた中国政府主催の国際会議で、WHO（世界保健機関）が食品安全基準の国際統一を提案した<sup>(注17)</sup>。

加えてWTOへの加盟にともなう競争激化から、食品をはじめとする多くの中小企業が倒産を余儀なくされているが、結果的にはこうした構造調整の過程で安全性へのしっかりとした取組みが可能な企業が生き残ることになり、競争原理が安全性の向上をもたらしているとの見方もある<sup>(注18)</sup>。

(注10) 朝日新聞07年9月9日付記事

(注11) 日本経済新聞07年8月3日付記事

(注12)(注10)に同じ

- (注13) 日本農業新聞07年9月8日付記事  
 (注14) 日本経済新聞07年7月17日付記事  
 (注15) 朝日新聞07年10月9日付記事  
 (注16) 日本経済新聞07年11月1日付記事  
 (注17) 日本経済新聞07年9月14日付記事  
 (注18) 北京大学経済学院・章政教授からのヒアリングによる。

## 5 取組みの評価と今後の課題

### (1) 最近の取組評価

以上のように生産段階，加工段階，輸出段階のそれぞれで安全管理に関する体制・法規等は整備・強化されてきている。

また，01年に8～10年かけて主な農産物を無公害食品にしていくことを目標にして立ち上げた無公害食品行動計画の歩みは遅れ気味であるとはいえ，绿色食品，有機食品等も含めて着実に増加しており，安全管理についての全体のレベルは向上している。しかしながら食品の安全性をめぐる事故が相次いでいることも事実である。

その原因として農民の安全管理についての意識が希薄であること，指導・普及体制等が不十分であるといわざるをえない。また体制はあっても十分には機能していないところも多く，食品・農産物を含めた顕著な輸出量の増加にともない，拡大する量を政策的にコントロールしていくことが難しくなりつつある。その典型が税関の人手不足で，十分なチェックは困難な状況にあるとの指摘もなされている<sup>(注19)</sup>。

そして税関の人手不足や不十分な指導・普及体制の背景には，広大な農地面積と膨大な数の農民が存在しており，超大国であ

るがゆえに一律に底上げしていくことがきわめて困難であるばかりでなく，中央と地方の財政格差問題が横たわっているともいわれている。すなわち90年代に中央政府が税金を含めて権限を一手に集約化してきたのにもない地方政府は財源不足に陥っており，地方政府にとって独自の財源を作り出していくことが死活問題となっている。このため地方政府は企業からできるだけたくさん徴税する必要があり，企業に多少の問題はあっても目をつぶってきたことが問題企業を多数存続させることにつながってきたともされている<sup>(注20)</sup>。

また一部には中国は「明日のことを考えない『透支』社会<sup>(注21)</sup>」であること，政府組織が縦割行政となっていること，さらに「その根底には役人と業者・企業との結託した癒着の堅固な既得権益共同体の存在がある」ことなどについての指摘もあり<sup>(注22)</sup>，安全性問題の根は深いものがある。

(注19)(注18)に同じ

(注20)(注18)に同じ

(注21)「透支」の症状とは、「誰をも信じず，社会を信じず，明日を信じず，の症状」であり，例として「金儲けのためなら後先を考えず，友人親戚や世間の人々への迷惑などを考えず，資源の掘り尽くしを考えず，環境破壊を考えず，無分別にやってしまう症状」があげられている。  
 ((注22)資料177頁)

(注22)周勃『中国の危ない食品』210頁

### (2) 今後の課題

総じて中国政府も海外からの安全性問題についての批判に対しては，これを受け止めて品質の向上や生産者の意識改革をも含めた見直し・改善をはかっていくためのバネとするように変わってきている。これは

引き続き農産物・食品の輸出増大を確保していくために「中国は安全」であるというイメージをアピールしていくことが不可欠であることにもよるが、何よりも中国自国のため、すなわち急激な経済成長による所得向上にともない、国民・消費者の高まる安全・安心ニーズに対応していこうとしていることが大きいといえる。

しかしながら安全性に関係した事件を多発させている背景にはさまざまな複雑な問題が折り重なっていることから、いっきょに安全性レベルを向上させていくことは難しい情勢にあることも確かである。わが国にとっては開発輸入等にかかる自社農場等での管理を徹底させるとともに、日本への輸出向け野菜の分別流通の管理徹底、ポジティブリストの周知徹底、あわせて検疫を強化していくことが必要であろう。しかしながら本質的な問題解決の途は、中国国内向けに生産される農産物・食品の安全性確

保にある。ある程度の時間がかかることを覚悟しながら、指導・普及体制の整備や有機農業をはじめとする環境保全型農業の技術・経験交流の拡大・深化等により、安全性確保のための取組みを支援していくことが求められている。

(本稿は2008年1月10日に脱稿したものであり、その後1月31日に各紙で報道された、わが国で中国製ギョーザにより中毒症状を発生した件については織り込まれていない。)

<参考文献・資料>

- ・周勍(2007)『中国の危ない食品』草思社
- ・蔦谷栄一(2001)「輸入野菜急増を招く構造変化と系統共販の対応方向 東アジア食料供給相互補充関係形成過程下での我が国野菜生産生き残りの条件」『農林金融』6月号
- ・蔦谷栄一(2002)「中国の農産物安全性確保への取組実態 残留農薬問題と日中農産物貿易」『農林金融』5月号
- ・蔦谷栄一(2008)「中国の環境保全型農業への取組み現状と食品安全性問題」『農林経済』2008年1月7日号から4回連載
- ・農林水産省・(独)農林水産消費技術センター(2005)「野菜輸入の安全管理」

(特別理事 蔦谷栄一・つたやえいいち)

